

U12部会 活動制限発出の目安

活動ガイドライン

すべての活動 可能	すべて解除	1
県外交流可能 申請書提出	県 レベル3以下	2
県内交流可能 練習試合 大会実施	県 レベル4以下	3, 4, 5
練習のみ	国の蔓延防止措置、県特別警戒レベル5	6
活動停止	国の緊急事態宣言	7, 8

※休校中の学校の児童は、練習等の活動は控える。

※同チーム内にて地区や県をまたぐ選手は、居住する地区の対策に準じる。

- 1 … すべての活動ができる
- 2 … 承認を得て、県外との交流ができる
- 3 … 県内での交流ができる
- 4 … ブロック内での交流ができる
- 5 … 支部内での交流ができる
- 6 … チームでの練習ができる
- 7 … 少人数（4人以内）で集まった自主練習ができる
- 8 … 個人で自主練習ができる

※U12 部会では、感染状況に応じ、1～8の段階に分け、活動ガイドラインに活動をお願いする。

補足説明・「交流」とは、練習試合、合同練習などの活動とする。

・「チームでの練習」とは、日頃一緒に練習しているチームメイトとの活動とする。但し、チームメイトにチームの本拠地は別地区、県から参加している場合、その地区での対策状況によってはその選手は自粛の対象となり得る。

・「少人数」とは、指導者は参加せず、選手らで自ら練習を行う場合とする。

・「個人」とは、1家族内の選手での自主練習を行う場合とする。

・県内での交流等ができる状況下であっても、新型コロナウイルス対策ガイドライン（熊本県バスケットボール協会版：HP掲載）を遵守した活動を行ってください。特に以下の点をお願いいたします。

①会場の大きさに合わせたチーム数で活動を行う。

②チームサポーターの人数の制限やソーシャルディスタンスが保てる場所の確保をする。

③入場者の検温等の実施を行う。

④3密にならない対策を講じる。

⑤会場への入場者の記録を行う。

・チームの活動については、選手及び指導者が陽性・濃厚接触者に該当した場合は、2週間チームとしての活動を停止する。また、保護者等が濃厚接触者などになった場合は、保護者等のPCR検査結果が出るまではその選手の活動を自粛する。※保健所の指導に従うこと。